



2024年2月15日

各位

会社名 THK株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 寺町 崇史  
 (コード：6481 東証プライム市場)  
 問合せ先 執行役員 人事総務統括部長 藤田 勝巳  
 (TEL 03-5730-3911)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、2024年3月16日開催予定の当社第54期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

今後厳しさを増す経営環境に適宜適切に対処するとともに、取締役会の機能の実効性を高めるために、現行定款第14条(招集)、第15条(議長)および第31条(取締役会の招集権者および議長)を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 2. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u>  (議長) 第15条 株主総会においては、 <u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u>	第3章 株主総会 (招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 2. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>あらかじめ定めた代表取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</u>  (議長) 第15条 株主総会においては、 <u>当該株主総会を招集した代表取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u>
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第31条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第31条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月16日(予定)  
 定款変更の効力発生日 2024年3月16日(予定)

以上